

## 令和7年度スマートサービス展開支援事業の実施に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が公募した「令和7年度スマートサービス展開支援事業」（以下「本事業」という。）に関して、乙が採択されたことから、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （本事業の目的）

第1条 甲は、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出す「スマート東京」の実現に向け、これまでスマート東京先行実施エリアである西新宿において、産官学が連携してスマートサービスの都市実装を進める西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム（以下「西新宿コンソーシアムという。」）を設立し、先端技術を活用したスマートサービスの都市実装を推進してきた。本事業は、この取組成果を都内の他エリアへ広げ、スマートサービスの展開促進を図ることを目的に、西新宿コンソーシアム会員企業によるスマートサービスの創出、機能拡充を行う取組を支援する。本協定により、その実施に当たって必要な基本的事項を定める。

### （協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

### （事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任する。

2 事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負う。

### （本事業の内容）

第4条 乙が作成する事業計画を、甲と乙が第6条の役割分担に基づき実施する。

### （責務）

第5条 甲は、本事業の趣旨に沿った乙の取組について、必要に応じ関係機関との調整等を支援する。また、乙の取組成果に対し、別途締結する協定金支払いに関する協定に基づき、応分の負担として協定金を支払う。乙は、事業計画に基づきスマートサービスの創出、機能拡充及び展開が着実に進むよう、甲及び各関係機関と調整しながら取組を計画的かつ誠実に実施する。

2 乙は、本事業で実施した取組を一般に公開すること。

3 乙は、甲のスマートシティ推進に関する協力要請（例：広報など）に可能な限り応じること。

(役割分担)

第6条 本事業の実施における甲、乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

- ア 乙との協定の締結
- イ 乙への協定金の支払
- ウ 事業計画に係る関係機関協議等に関すること
- エ 事業のプロモーション支援の実施
- オ その他本事業の円滑な実施に向けて必要なこと

(2) 乙の業務分担

- ア 事業計画の内容に基づき、計画的かつ誠実に事業を実施すること
- イ 事業の進捗や実績に関し、報告書を作成し甲に提出すること
- ウ 本事業で開発し、展開したサービスに関する取組を発信すること
- エ その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと

(3) 甲は、自己の分担業務について、第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

なお、この場合において、甲は第19条に定める秘密保持義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者の義務違反は甲の責任とする。

(4) 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

なお、この場合において、乙は第13条及び第19条及び第20条に定める義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者の義務違反は乙の責任とする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、事業計画の変更を行う場合には、甲に報告を行わなければならない。特に、変更内容が以下に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書（令和7年度スマートサービス展開支援事業実施要綱\_別記第3号様式）により甲に申請し、承認を得るものとする。

なお、以下に定めのない場合は書面等、記録が残る形で都に報告すること。

(1) 事業計画の内容を大幅に変更しようとするとき

(2) 第5条第2項の規定に基づき甲が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき

2 甲は、前項の申請について承認をした場合は、変更承認通知書（別記第4号様式）により乙に通知する。

(事業報告)

第8条 乙は、事務局が各事業者と実施する個別打合せ（月1回開催）において、プロジェクトの進捗状況等を報告すること。報告内容や報告書等は別途事務局が定める。

なお、必要に応じて都度打合せを実施する可能性もある。

- 2 乙は、事業計画に基づき、甲が指定する期日までに、当該事業期間の事業報告及び評価指標の達成状況について根拠書類とともに甲に報告することとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(評価)

第9条 甲は、前条2項による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性や評価指標の達成状況等について、外部有識者等で構成される事業者審査・評価委員会において評価を行い、結果を乙に通知する。

(甲、乙の解除権及び解除に伴う措置)

第10条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき
  - (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき
  - (3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
  - (4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて乙に対して協定金の返還を求めることができる。

(反社会的勢力の排除等)

第11条 乙及び乙の業務委託先等関係者（以下、「関係者」という）は、以下に該当しないこと。

- (1) 法令等に違反して、刑罰並びに許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受け、それらの処分等を受けるおそれのある事実があること。
- (2) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納があること。
- (3) 公募等書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていること。公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反があること。
- (4) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っており、又は将来においても行われるおそれがあること。
- (5) 政治活動、選挙運動、又は宗教活動を目的とする法人であること。
- (6) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当、又は、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいること。

(暴力団等の排除)

第12条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取り扱い)

第13条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。本事業終了後においても同様とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(損害賠償)

第14条 本事業の実施は、乙の責任で行うものとする。なお、本事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲は一切責任を負わない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づき発生した損害については、この限りでない。

(情報公開)

第15条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として公開対象とする。

(本事業の公表)

第16条 甲及び乙は、本事業の取組内容を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。甲及び乙は提案事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、他の本協定当事者と協議することとする。

(権利の帰属)

第17条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果物・著作権は、乙に帰属する。

2 甲は、本件により発生した著作物を無償で利用できるものとし、乙は著作人格権を行使しない。

(印刷物の作成)

第18条 乙は、甲の共催・後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、この協定の履行に当たり、相手から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た利用者の個人情報及び利用者並びに相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該他の本協定当事者の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

(情報の開示)

第20条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(協定の変更)

第21条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(協定期間終了後の効力)

第22条 本協定が、期間満了若しくは解除等により終了した後においても、第10条（甲乙の解除権及び解除に伴う措置）、第11条（反社会勢力の排除等）、第12条（暴力団等の排除）、第13条（個人情報の取り扱い）、第14条（損害賠償）、第15条（情報公開）、第16条（本事業の公表）、第17条（権利の帰属）、第19条（秘密の保持）、第23条（裁判管轄）、及び本条の規定は存続するものとする。

(裁判管轄)

第23条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 本協定の規定に疑義が生じた場合、又は本協定の定めのない事項については、その都度、甲及び乙にて協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

(甲) 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
名称	東京都
代表者	東京都知事 小池 百合子

(乙) 所在地	
名称	
代表者	